

京田辺市文化振興計画
(案)
＜概要版＞

平成 27 年 10 月
京田辺市

1

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

文化は、創造性の源として社会的価値を生み出し、人々の生活を向上させる力を持っています。そして、文化は、まちの品格を高めるものであると同時に、魅力や活力ともなり、ふるさとへの誇りや愛着を育む礎となるものです。

本市は、様々な文化事業を実施してきましたが、社会状況が大きく変化する中、施策を体系化し、長期的な視野に立った文化振興により一層取り組むことが求められています。

また、市民による自主的な文化活動が盛んであり、「大学のあるまち」として同志社大学及び同志社女子大学の学生が若者らしい独自の文化を形成している一方で、高齢化の進行による担い手の減少や文化活動の拠点である中央公民館の老朽化などといった課題にも直面しています。

これまでの歴史で培われてきた豊かな文化を持つだけでなく、新しい文化を発信する関西文化学術研究都市の一翼を担う本市には、今後も京田辺らしい文化を創造することができるよう、独自の文化振興メソッド*が必要です。

そこで、文化振興の基本方針をソフト及びハードの両面から明らかにするとともに、文化施策を総合的かつ計画的に推進するため、京田辺市文化振興計画を策定するものです。

計画の位置付け

この計画は、国の「文化芸術振興基本法」を踏まえた本市の文化に関する行政計画であり、第3次京田辺市総合計画を上位計画とします。

* 方法、方式



計画の期間

計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況などを勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。

文化の範囲

文化とは、学問・芸術などの活動にとどまらず、衣食住をはじめとする広く人間生活全般に至るまで、その範囲は幅広く捉えることができます。

この計画における「文化」の範囲・対象は、「文化芸術振興基本法」に示されているものを基本としますが、本市の文化を育んできた豊かな歴史や風土といった地域特性を踏まえて、京田辺らしい文化の創造を目指すこととします。

【文化芸術振興基本法の対象範囲】

- | | |
|--------------|--|
| ● 芸術 | 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く） |
| ● メディア芸術 | 映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術 |
| ● 伝統芸能 | 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能 |
| ● 芸能 | 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く） |
| ● 生活文化 | 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化 |
| ● 国民娯楽 | 囲碁、将棋その他の国民的娯楽 |
| ● 出版物及びレコード | |
| ● 文化財等 | 有形及び無形の文化財並びにその保存技術 |
| ● 地域における文化芸術 | 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能
（地域の人々によって行われる民俗的な芸能） |

(2) はぐくむ

文化は、感性や創造性だけでなく、互いに理解・尊重する人権意識を育みます。

これからの文化の創造を担う人材を「はぐくむ」とともに、生涯を通じて文化に触れる機会を充実し、心豊かな人間性を「はぐくむ」取り組みを展開していきます。

(3) ささえる

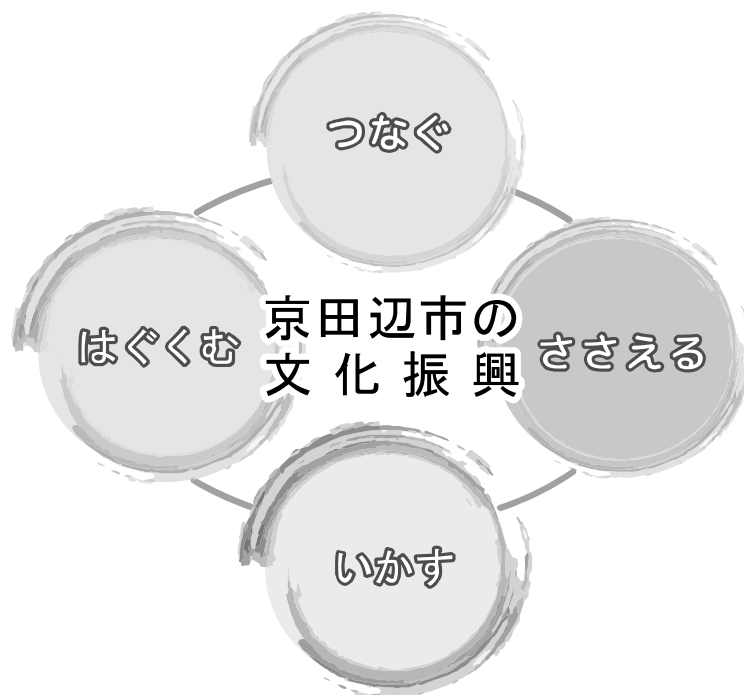
自由で自主的な文化活動が継続し、発展していくためには、市民や文化団体、行政などが、それぞれの立場で「ささえる」役割を果たすことが重要です。

市民、文化団体に対する支援や文化活動の場の提供などを通じて文化を「ささえる」仕組みづくりに取り組みます。

(4) いかす

文化は、地域の特色を形づくったり、賑わいを創出したりといったように、まちづくり全体に大きな影響を及ぼします。

このような文化の力を観光や産業振興の分野はもとより、広く本市のまちづくりに「いかす」ことによって、まちのイメージの向上と地域の活性化を実現します。



基本目標と施策の方向性

基本理念を実現するため、「つなぐ」「はぐくむ」「ささえる」「いかす」の4つの視点を踏まえ、次のとおり基本目標と施策の方向性を定めます。

基本目標 1 市民が気軽に文化にふれ、活動できる機会の充実

文化の担い手は市民一人ひとりであり、文化振興にあたっては、市民が積極的、自主的な文化活動を行うことができる環境づくりが必要です。

そのため、子育て世代や高齢者、障がい者など誰もが身近に文化に親しむことができる機会を充実するとともに、市民のニーズに応じた多様な文化事業を展開します。

また、次代の担い手である子どもたちへ質の高い文化や、幅広い分野の文化にふれる機会を提供するため、学校教育などにおける体験機会を充実するほか、子どもの文化活動の成果を発表する機会を充実します。

基本目標 2 文化活動を行う市民や団体に対する支援

文化の振興を図り、次代へ継承していく上で、文化活動を行っている市民や文化団体の果たす役割は大きく、その育成と連携の強化が必要です。

そのため、個性豊かな文化活動や京田辺市民文化祭をはじめとした文化イベントの開催を支援するとともに、様々な文化団体や施設の有機的な連携を実現する文化ネットワークづくりに取り組みます。

また、本市の知的資源である同志社大学及び同志社女子大学との連携・交流を促進することを通じて、文化団体などの活性化を図ります。

さらに、公共施設の利便性の向上を図り、活動場所や発表機会の確保に努めます。



基本目標 3 文化施設の整備と活用

文化に親しむ人々の裾野を広げ、京田辺市の文化活動を活性化するため、現代的なニーズに応えられる文化施設と地域における拠点づくりが求められています。

そのため、質の高い鑑賞空間や多様な文化活動を行うことができる機能、優れた交通利便性を備えるとともに、多彩な事業の展開を通じて文化ネットワークの中心となる文化施設を整備します。

また、新たな文化活動の場として学校施設など教育施設の活用を図るほか、南部地域における活動拠点づくりを進めます。

なお、新たな施設整備にあたっては、他の公共施設との複合化や効率的な管理運営方法などを検討し、財政負担の軽減を図るものとします。

基本目標 4 文化情報の発信

市民が文化に対する関心や理解を深め、鑑賞や活動を行うためには、様々な文化情報を提供していくことが必要です。

また、本市の豊かな文化を国内外に発信することは、まちの品格と魅力を高め、多くの国・地域との交流は新しい文化の創造につながります。

そのため、文化団体との連携を強化し、各種文化情報を市民に積極的に提供するほか、発信力のある文化イベントや文化財などを多様な情報媒体を活用して効果的にPRするとともに、多文化交流の機会づくりに努めます。

基本目標 5 文化活動を担う人材の育成

本市の文化を持続的に発展させるためには、より多くの市民が興味や関心を持ち、積極的に参加するよう促すことによって文化活動に関わる層を厚くし、これからの文化振興を担う人材を発掘・育成することが必要です。

そのため、優れた芸術家や新たな人材の発掘に努めるとともに、伝統文化の後継者の育成や文化施設を活用した人材育成の仕組みづくり、さらには文化ネットワークの中核となって市民と文化をつなぐコーディネーターの育成などに努めます。

また、子どもたちの可能性を引き出すため、学校、地域など身近な場所で多様な文化活動に参加できる機会の充実や文化団体などとの連携を進めます。



基本目標 6 / 文化財やお茶文化などの文化資源の活用

本市の歴史の中で醸成された伝統文化や文化財は市民の貴重な財産です。

ふるさとへの誇りや愛着のよりどころとなる、これらの文化資源に対する保護意識を高め、後世へ伝えていくため、市民や関係機関などと連携して調査・研究を進めるほか、地域の歴史や文化に親しみ学ぶ機会の充実、継承活動に対する支援などを進めます。

また、文化財などを適切に保存・展示する場を確保するとともに、観光施策との連携など効果的な活用を図り、地域の魅力向上に結びつけていきます。

さらに、本市は、その茶畑が日本遺産にも選ばれた日本一の玉露の産地であり、子どもの頃からお茶に親しむ取り組みなどを通じて暮らしの中にお茶文化が定着するよう努めながら、玉露の価値を広く伝えていきます。



計画の体系

【基本理念】 【計画の視点】

【基本目標】

【施策の展開】

未来へつなぐ京田辺文化の創造

しなほ

1 市民が気軽に文化にふれ、活動できる機会の充実

- (1) 文化に親しむ機会の充実
- (2) 学習機会・発表機会の提供
- (3) 学校教育などにおける体験機会の充実

ていせい

2 文化活動を行う市民や団体に対する支援

- (1) 文化団体などの活動支援
- (2) 文化ネットワークの構築
- (3) 大学との連携、交流機会の確保
- (4) 公共施設の利便性の向上

あそび

3 文化施設の整備と活用

- (1) 文化施設の整備
- (2) 文化活動の場づくり

いかに

4 文化情報の発信

- (1) 文化情報の収集・提供
- (2) 文化交流の推進

5 文化活動を担う人材の育成

- (1) 芸術家の発掘・育成
- (2) 人材育成の仕組みづくり
- (3) 文化に親しむ子どもの育成

6 文化財やお茶文化などの文化資源の活用

- (1) 文化財の保存・継承
- (2) 観光・産業振興との連携
- (3) 郷土の歴史に親しみ学ぶ機会の充実
- (4) お茶文化の普及啓発

3

文化振興に向けた取り組み

市民が気軽に文化にふれ、活動できる機会の充実

(1) 文化に親しむ機会の充実

市民文化祭をはじめとする身近な文化イベントの充実を図るとともに、誰もが文化を楽しめる環境づくりに努めます。

(2) 学習機会・発表機会の提供

文化に関する学習機会や日頃の活動成果を発表する機会を提供し、文化活動に対する意欲を高めます。

(3) 学校教育などにおける体験機会の充実

優れた文化を鑑賞する機会や伝統文化を学ぶ機会を提供するなど学校教育における文化活動を充実するとともに、放課後などにおける文化体験を推進し、次代を担う子どもたちの生涯にわたる関心を育みます。

文化活動を行う市民や団体に対する支援

(1) 文化団体などの活動支援

文化団体などが主体となって実施する文化活動を支援し、その育成を図ります。
また、本市の文化振興に貢献する個人や団体の顕彰に努め、京田辺文化の更なる発展を目指します。

<凡例>

- 継続事業
- ★ 新規事業

主な事業例

- 市民文化祭
- せせらぎまつり
- 市民ふれあいロビーコンサート
- けいはんなプラザ・プチコンサート in 京田辺
- 障がいのある人への対面朗読、点字図書の提供
- ★ 京田辺音楽フェスタ
「京田辺音楽フェスタ」を冠した各種音楽イベントの開催
- 北部ふれあい祭
- 同志社クローバー祭
- 手話通訳者、要約筆記者の派遣

主な事業例

- 京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ
- 文化講演会
- 出前講座
- 市民文化祭【再掲】
- せせらぎまつり【再掲】
- 各種作品展
- 各種講座・教室
- 中央市民大学
- 図書館資料の収集・保存・提供
- 北部ふれあい祭【再掲】
- 市立中学校の文化発表会

主な事業例

- 文化鑑賞会
- 地域人材などを活用した伝統文化に関する授業
- KYO 発見 仕事・文化体験活動
- ふるさと体験学習
- 放課後子どもプランにおける文化体験
- ★ 文化団体との連携による子ども向け文化体験
- 子どもの作品展
- 子ども体験教室

主な事業例

- 市民文化祭【再掲】
- せせらぎまつり【再掲】
- 市民活動推進補助金
- 社会教育関係団体などの活動支援
- 教育文化功労者表彰
- 北部ふれあい祭【再掲】
- 芸術文化関係大会出場者激励金
- 文化施設利用助成金
- 文化活動に対する後援

(2) 文化ネットワークの構築

文化の担い手や施設などが連携する「京田辺文化ネットワーク」の構築に向けて、市民と文化活動をつなぐコーディネート機能を有する相談窓口を設置するほか、情報のネットワーク化を図ります。

また、ネットワークの中核組織となる京田辺市文化協会の活動を支援します。

(3) 大学との連携、交流機会の確保

同志社大学及び同志社女子大学が有する高度な専門性を活かしながら、文化団体などとの連携を支援するとともに、文化イベントの開催などを通じた交流機会の創出や場づくりに取り組みます。

(4) 公共施設の利便性の向上

身近な文化活動の場となる市の公共施設が、より多くの利用に供されるよう運営方法や設備の改善などに取り組みます。

文化施設の整備と活用

(1) 文化施設の整備

質の高い鑑賞空間や舞台芸術など多様な文化活動を行うことができる機能、優れた交通利便性を備えるとともに、地域へのアウトリーチ*など多彩な事業を展開し文化ネットワークの中心となって市民と文化をつなぐ新たな文化施設を整備します。

(2) 文化活動の場づくり

文化活動の場の創出とネットワーク化を図るため、公共施設や学校施設などを有効活用するとともに、南部地域に拠点機能を確保します。

* 公的機関、公共的文化施設などが行う、地域への出張サービス。

主な事業例

- 文化協会の活動支援
- ★ 文化活動に関するコーディネート窓口の設置
- ★ 文化活動団体のデータベース化
市内を拠点とする文化活動団体のデータベースを作成・公開する事業

主な事業例

- 地学連携推進事業補助金
- 京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ【再掲】
- 同志社クローバー祭【再掲】
- 全国大学まちづくり政策フォーラム in 京田辺
- 同志社大学多々羅キャンパスの運営支援 ★ 京田辺音楽フェスタ【再掲】

主な事業例

- インターネット公共施設予約システム
- 公共施設のバリアフリー化等
- 公共施設のサービス向上

主な事業例

- ★ 新たな文化施設の整備

主な事業例

- 公共施設の活用
- 学校施設などの開放
- ★ 南部地域における拠点づくり



文化情報の発信

(1) 文化情報の収集・提供

文化団体と連携しながら、施設やイベントなどの文化情報を収集し、広報紙やホームページなどを通じた適切な情報提供に努めます。

また、ソーシャルメディアなどを活用し、本市の文化資源を積極的にPRします。

(2) 文化交流の推進

様々な国・地域との多文化交流の機会づくりに努めるとともに、学校教育における国際理解教育を推進し、文化活動の多様化と新しい文化の創造を図ります。

文化活動を担う人材の育成

(1) 芸術家の発掘・育成

京田辺文化の発展に向け、芸術家の創作活動を支援するとともに、才能ある人材を発掘するための文化イベントなどを開催します。

(2) 人材育成の仕組みづくり

本市の文化活動を支えるコーディネーターやボランティア、専門的な知識を有するスタッフ、さらには伝統文化や文化団体の後継者といった人材を育成します。

また、人材バンクを充実し、文化活動の指導者となる人材の活用を図ります。

主な事業例

- 市民活動団体情報ウェブサイトの運営
- 「広報京たなべ」による情報提供
- 「学びの情報誌」による情報提供
- 生涯学習カレンダーの作成
- フェイスブックなど SNS*や情報メディアの活用
- ★ 文化に関する総合ホームページの開設
- ★ インターネットミュージアムの開設
市内の芸術家の作品や文化財などを掲載するインターネットミュージアムを開設する事業
- ★ 文化振興シンボルマークなどの製作
京田辺文化をPRするためのシンボルとなるロゴマークやノベルティグッズを製作する事業

主な事業例

- 国際交流体験補助金
- 国際交流協会の活動支援
- 国内間文化交流
- ALT（外国語指導助手）の配置
- CIR（国際交流員）の配置

主な事業例

- 市民ふれあいロビーコンサート【再掲】
- けいはんなプラザ・プチコンサート in 京田辺【再掲】
- ★ 芸術家の活動支援
展覧会の会場提供など芸術家の活動を支援する事業
- ★ 市公募展の開催
市民などから作品を募集し、優れた作品を表彰する（仮称）京田辺市展の開催

主な事業例

- 歴史資料整理ボランティア
- 伝統文化の継承支援
- 生涯学習人材バンクの運営
- ★ 文化コーディネーターなどの養成講座
- ★ アートマネジメント人材*の育成

* ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと

* 地域文化の振興及び舞台芸術に関する専門的知識を有する人材

主な事業例

- 子どもの読書活動の推進
- 夏休み子どもフェスティバル
- ふれあい絵本スタート事業
- 区民文化祭の開催支援
- 放課後子どもプランにおける文化体験【再掲】
- ★ 文化団体との連携による子ども向け文化体験【再掲】
- 子どもの本の講座
- おはなし会
- 子どもの居場所づくり事業
- ふるさと体験学習【再掲】
- ★ 京田辺市の歴史に関する教材の発行
- ★ 子ども伝統文化教室
子どもを対象とした将棋教室や茶道教室などの開催

主な事業例

- 文化財修理等補助金、市指定文化財補助金
- 遺跡案内板などの設置
- ★ 新たな文化施設の整備【再掲】
- ★ 地域の文化財などを活用した授業
小中学校において文化財に関する出前事業や地域の文化財の見学を行うもの
- 市文化財の指定
- 埋蔵文化財の発掘調査、出土品の整理
- ★ 文化財ガイドブックの作成
- ★ 観光ボランティアと連携した文化財巡り
京田辺市観光ボランティアガイド協会と連携した市内文化財巡りツアーの開催

主な事業例

- 観光ガイドマップの発行
- 一休さんウォーク
- 茶まつり
- 商工会の活動支援
- 遺跡案内板などの設置【再掲】
- 産業祭
- 観光協会の活動支援
- 商店街の活動支援

主な事業例

- ふるさと京田辺を学ぶ講座
- 歴史資料整理ボランティア【再掲】
- ★ 京田辺市の歴史に関する教材の発行【再掲】
- シンポジウムなどの開催
- ★ インターネットミュージアムの開設【再掲】
- ★ 京田辺市史の編纂

主な事業例

- 子どもの茶摘み体験
- 茶っとサロン
- 出前講座【再掲】
- 茶道教室、お茶会
- ★ 子ども伝統文化教室【再掲】
- ★ 茶の木の植樹
身近にお茶に親しむ環境を整えるため、小学校に茶の木を植樹する事業
- 茶摘みボランティア
- 転入者への茶器贈呈
- お茶給食
- 茶まつり【再掲】

京田辺市文化振興計画（案）（概要版）

平成27年10月

発行 京田辺市

編集 京田辺市 教育委員会

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地

T E L : 0774-64-1391

F A X : 0774-64-1390